令和 6年 1月 6日

理事、監事 各位

公益社団法人 静岡県放射線技師会　　会長　 高橋　真

# 確認書提出のお願い

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律および公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第11条第３項第三号は、理事、監事、評議員（以下役員等といいます）のそれぞれ就任予定者が公益社団及び公益財団の認定等に関する法律（平成18年法律第49号、以下「認定法」といいます）第６条第１号ロからニまでに規定するすべての欠格事由に該当しないことについて説明する書類として認定申請法人より確認書を所轄行政庁あてに提出することを義務付けています。

また、ある公益法人（Ａ）の役員等が他の公益法人（Ｂ）の執行理事を務めている場合に、他の公益法人Ｂが認定法第29条により公益認定を取り消された場合、公益法人Ａにもいわばこれに連座して、同上第１項の取り消し事由に該当することとなり、公益認定を取り消されることとなります。なお、Ｂ公益法人の公益認定取り消し事由には自主的に認定を返上する場合も含まれています。このような事情に鑑み、今後皆様が職務を行い理事に就任しておられます他の公益法人につきまして万一取り消し事由が発生する恐れのある場合、弊会としても事前に対策を検討する必要が生じます。

つきましては、以上のような法律構成を取っております関係上、誠に恐れ入りますが別添のような確認書をご提出いただくようお願い申し上げる次第です。誠に心苦しいお願いではございますが、なにとぞ事情をご賢察いただき、ご了承くださいますようお願い申し上げます。